

福岡市立西部地域小・中学校特別教室空調整備PFI事業 実施方針等に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	項目	内容	回答
1	実施方針	4	I.1.(8)	維持管理期間におきまして、引渡日の翌日～とありますが、引渡日とは令和4年6月15日までの引渡し対象校が引渡し終わった時点～と捉えてよいでしょうか。それとも最終的に引渡しが終わった時点～と捉えてよいでしょうか。	空調設備は、施工が完了し準備が整った対象校から順次引渡しを行うことができることとしており、維持管理期間の開始日は、それらの各対象校の空調設備の引渡し日の翌日からとします。 なお、空調設備の引渡しについては、要求水準書(案)Ⅲ・3・(11)を参照してください。
2	実施方針	15	Ⅱ.6.(3)	特別目的会社の設立におきまして、設立はいつまでにすればよろしいでしょうか。ご教示願います。	特別目的会社は、令和3年11月上旬を目途に設立いただくことを想定しています。
3	要求水準書(案)	9	Ⅱ.2.(1).カ	対象校及び対象教室の選定を、市ではなく事業者側で選定し提案するとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、本事業の対象校及び対象教室のうち、空調設備及び使用するエネルギーについて、地震、洪水、津波、土砂等の自然災害発生時に空調環境の提供を継続できる具体的な提案を行う対象校及び対象教室の選定は、事業者の提案に委ねます。
4	要求水準書(案)	19	Ⅲ.3.(11)	【空調設備の引渡し】で、令和4年6月15日までに30校以上の引渡しが完了するように施工を行う。と記載されていますが、引渡し書類一式全て含むのでしょうか。	ご理解のとおりです。